

各事業所等の管理者
各施設長

様

さいたま市長 清水 勇人
(公印省略)

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導の開催について (通知)

本市の障害福祉行政の推進につきましては、日頃、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
このことについて、下記のとおり実施しますので、管理者等の御出席をお願いいたします。

記

根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）	
目的	自立支援給付対象サービス並びに障害児通所給付等対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化	
日時・対象サービス (いずれかの会へのご出席となります。事業所一覧にて日程をご確認ください。) 開場：30分前	7月11日(火) ・午前10時～午前11時55分 ・午後2時～午後3時55分	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、障害児入所施設
	7月12日(水) ・午前10時～午前11時55分 ・午後2時～午後3時55分	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
	7月13日(木) ・午前10時～午前11時55分 ・午後2時～午後3時55分	生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、 自立訓練（生活訓練・宿泊型含む）、就労移行支援、就労継続 支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、 共同生活援助
	7月14日(金) ・午前10時～午前11時55分	
	7月14日(金) ・午後2時～午後3時25分	地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
場所	武蔵浦和コミュニティセンター 9階 多目的ホール（さいたま市南区別所7丁目20番1号）	
内容	・障害福祉サービス事業について・共生型サービスについて ・実地指導について・障害者差別解消法について・その他	
資料	※ <u>さいたま市webサイトに掲載した資料を印刷の上、持参してください。</u> 資料は、 <u>7月3日(月)</u> に『さいたま市webサイト⇒事業者向けの情報⇒届出・手続き⇒福祉 ⇒令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について』に掲載いたします。	
注意事項	・ <u>印刷した資料を必ず持参してください。</u> ・ <u>講義終了後に、別紙「出席票」を必ず提出してください。</u> (1人が複数事業所を兼ねる場合でも、 事業所番号ごと に1枚提出してください)。 ・ 毎年駐車場の混雑による苦情が寄せられておりますので、御来場の際は公共交通機関を御 利用ください。 ・ 会場の都合上、参加人数は各事業所 1名まで とさせていただきます。 ※事業所一覧をご確認いただき、指定の日程に参加してください。 <感染症対策について> ・ 新型コロナウイルスについては、感染症法上の位置づけの変更がなされていますが、感染防止 の取り組み（マスクの着用や咳エチケットの実施など）のご協力をお願いいたします。	

■問い合わせ先 さいたま市福祉局

監査指導課

介護・障害事業係 / 中島・山道・道家

TEL:048-829-1884 FAX:048-829-1938

E-MAIL:kansa-shidoka@city.saitama.lg.jp

障害政策課

事業所係 / 利根澤・高橋・丸山

TEL:048-829-1309 FAX:048-829-1981

E-MAIL:shogai-shien@city.saitama.lg.jp